

議案第 176 号

川崎市国際交流センター条例の一部を改正する条例の制定について

川崎市国際交流センター条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成 28 年 11 月 28 日提出

川崎市長 福田 紀彦

川崎市国際交流センター条例の一部を改正する条例

川崎市国際交流センター条例（平成 6 年川崎市条例第 3 号）の一部を次のように改正する。

別表に次のように加える。

3 駐車場利用料

種 別	基本料金	超過料金
普通自動車	1 台 1 時間まで	超過時間 30 分までごとに
準中型自動車	200 円	100 円

備考 普通自動車又は準中型自動車とは、それぞれ道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号）第 3 条に規定する普通自動車又は準中型自動車をいう。

附 則

この条例は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

参考資料

## 制 定 要 旨

駐車場利用料金の上限額を設定するため、この条例を制定するものである。